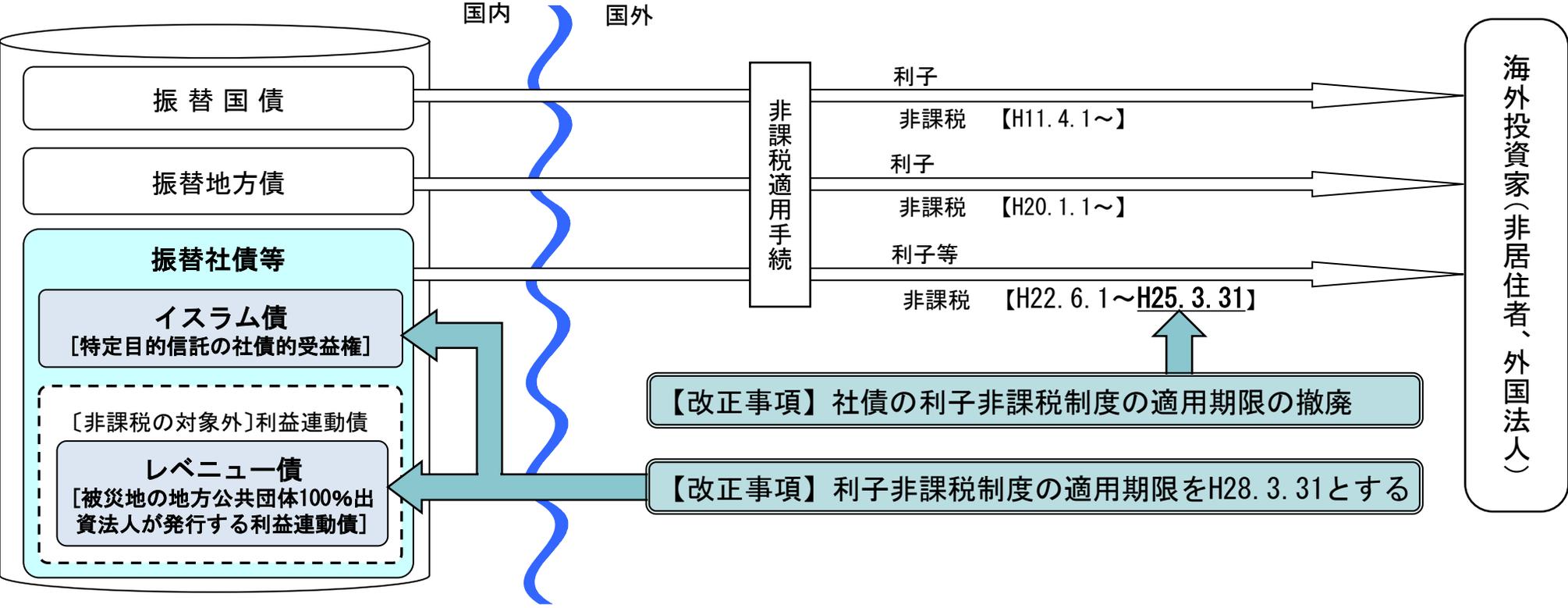


# 平成25年度改正関係参考資料

(国際課税関係)

# 非居住者等を受ける振替社債等の利子等の非課税制度の恒久化等

- 【改正事項】**
- 非居住者等を受ける振替社債等の利子等の非課税制度の適用期限を撤廃した。
  - ただし、振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権及び東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債については、平成28年3月31日までに発行されたものに限る。



(注1) 「特定振替社債等」とは、振替社債等のうち、その利子等の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動するもの（利益連動債）以外のものをいう。  
 (注2) 非居住者又は外国法人のうち、発行者等の特殊関係者に該当する者が支払を受ける利子等は非課税の対象とならない。

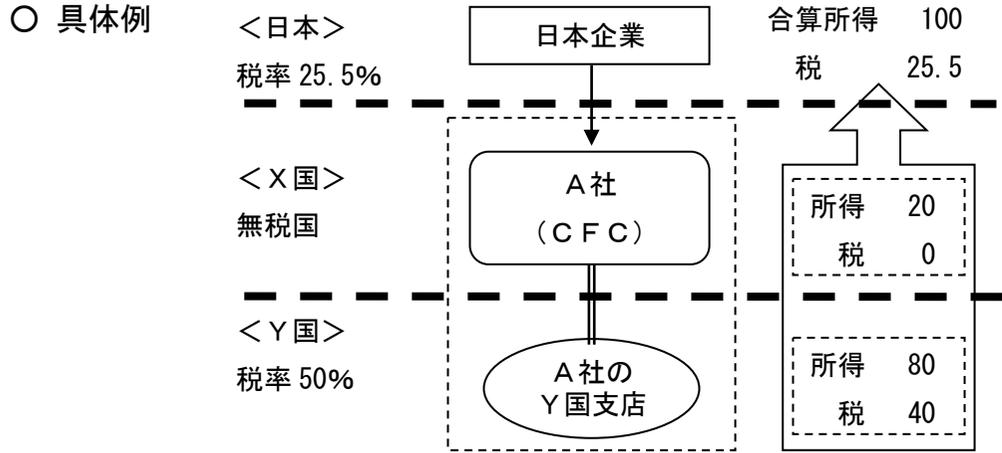
## 公社債課税の見直しに伴う国際課税関係の改正

- 公社債等に係る所得に対する課税の見直しに伴い、非居住者等が受ける振替公社債等の利子等の非課税制度について、次の見直しを行った。
  - (1) 非居住者等が受ける振替公社債等の利子等の非課税制度については、その利子等の支払を受ける非居住者等の所有期間にかかわらず、その利子等の額の全額を非課税又は源泉徴収の不適用とすることとした。
  - (2) 上記(1)の見直しに伴い、非課税適用手続について、所有期間明細書の廃止など所要の見直しを行うとともに、非課税適用申告書等について、本人確認制度の実効性をより一層高める観点から、5年間ごとに提出しなければならないこととした。
  
- 割引債に係る所得に対する課税の見直しに伴い、非居住者等が受ける振替割引債の償還金等（利益連動債の償還金等及び発行者の特殊関係者が受ける償還金等を除く。）について、次の見直しを行った。
  - (1) 非居住者等が支払を受ける振替割引債の償還金等について、振替公社債等の利子等の非課税制度と同様に、非課税適用申告書の提出等を要件として、償還時の源泉徴収を行わず、所得税及び法人税を非課税とした。
  - (2) 非課税制度の適用手続について、利子等と同様とする等の措置を講じた。

(注) この改正は、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき振替公社債等の利子等及び振替割引債の償還金等について適用する。

# 外国子会社合算税制に係る外国税額控除の改正

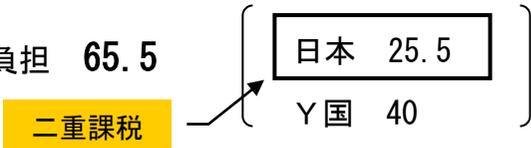
**【改正の概要】**  
 外国子会社合算税制について、無税国に所在する特定外国子会社等（CFC）に係る外国子会社合算税制の合算所得につき、本店所在地国以外の国で課税される場合には、当該合算所得は、外国税額控除の適用上、国外所得とみなすこととする。



## 改正前

無税国に所在するCFCに係る合算所得については、非課税国外所得として外税控除の限度額の設定がないため二重課税が発生

- 合算所得 100
- 合算所得に対する税負担 65.5



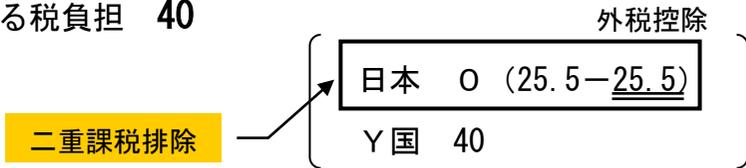
**【外税控除の限度額】**

$$\text{法人税 } 25.5 \times \frac{\text{国外所得 } 0}{\text{全世界所得 } 100} = \text{ゼロ}$$

## 改正後

無税国に所在するCFCであっても、他国で課される税がある場合には外税控除の限度額の設定をすることにより二重課税を排除

- 合算所得 100
- 合算所得に対する税負担 40



**【外税控除の限度額】**

$$\text{法人税 } 25.5 \times \frac{\text{国外所得 } 100}{\text{全世界所得 } 100} = 25.5$$

# 移転価格税制による独立企業間価格算定における利益水準指標の追加

## 制度の概要

移転価格税制とは、海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常の取引価格（**独立企業間価格**）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度。

## 独立企業間価格の算定方法

- 基本三法
  - 独立価格比準法
  - 再販売価格基準法
  - 原価基準法
- その他の方法
  - 利益分割法
  - **取引単位営業利益法**

## 算定の際に使用する利益水準指標

### 【改正前】

- 売上高営業利益率
- 総費用営業利益率

### 【改正後】

- **営業費用売上総利益率（ベリー比）を追加**

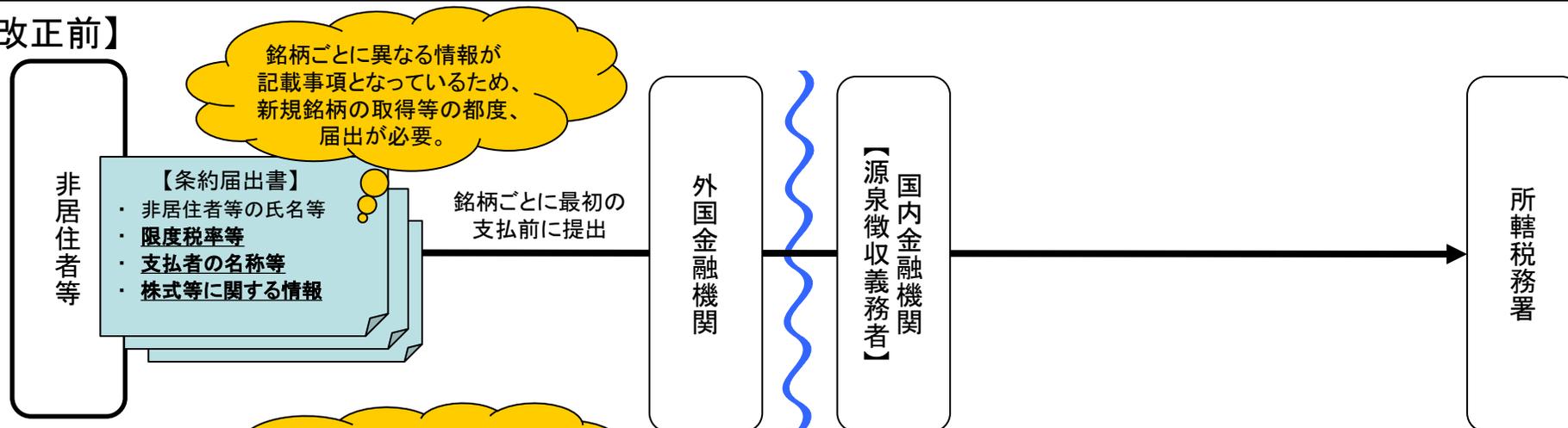
- 「ベリー比」とは、営業費用に対する売上総利益の比率をいい、販売仲介業者等の行う販売サービス活動のようにその利益が営業費用（例：人件費）に比例的な活動に係る利益率を検証する場合に有効な利益水準指標である。
- OECD移転価格ガイドラインにおいてその利用が許容されており、諸外国においてもベリー比が導入されている。

# 上場株式等の配当等に係る条約適用手続の簡素化

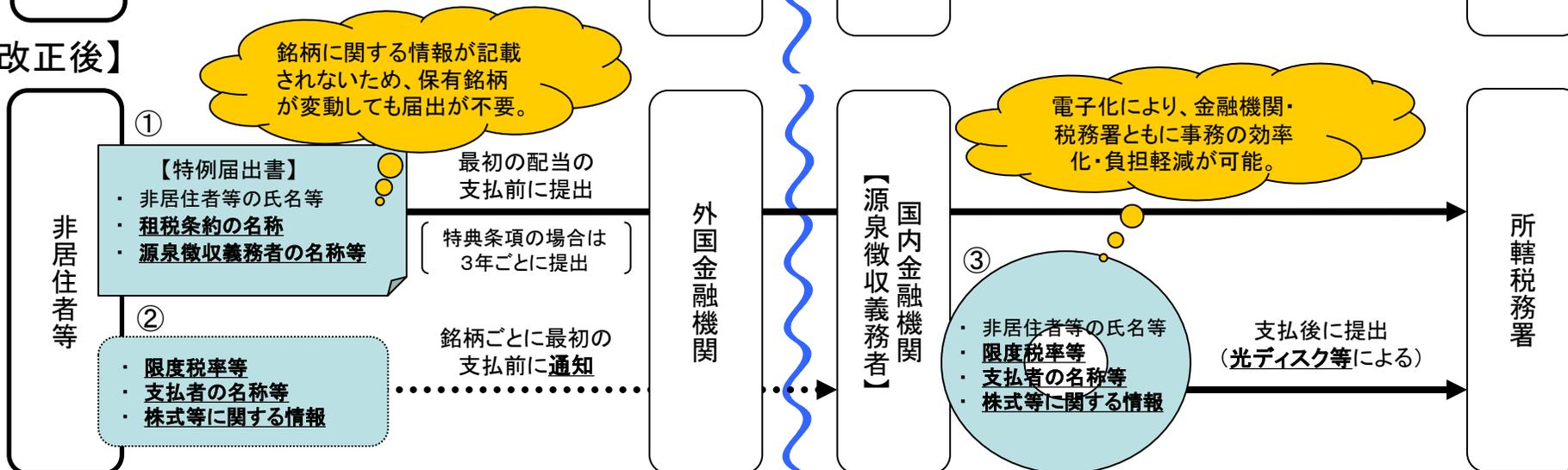
【改正前】○ 非居住者等が株式の配当について租税条約の適用を受ける場合には、支払を受ける配当の銘柄ごとに、非居住者等の氏名等、配当に関する事項等を記載した条約届出書を、配当等の支払前に源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出しなければならない。

- 【改正後】
- ① 特例届出書には、個別の配当に関する事項(「限度税率等」、「支払者の名称等」及び「株式等に関する情報」)は記載せず、新たに「租税条約の名称」及び「源泉徴収義務者の名称等」を記載する。
  - ② 個別の配当に関する事項は、別途非居住者等から源泉徴収義務者に対し通知する。
  - ③ 源泉徴収義務者は、通知を受けた事項等を光ディスク等により所轄税務署に提出する。

## 【改正前】



## 【改正後】

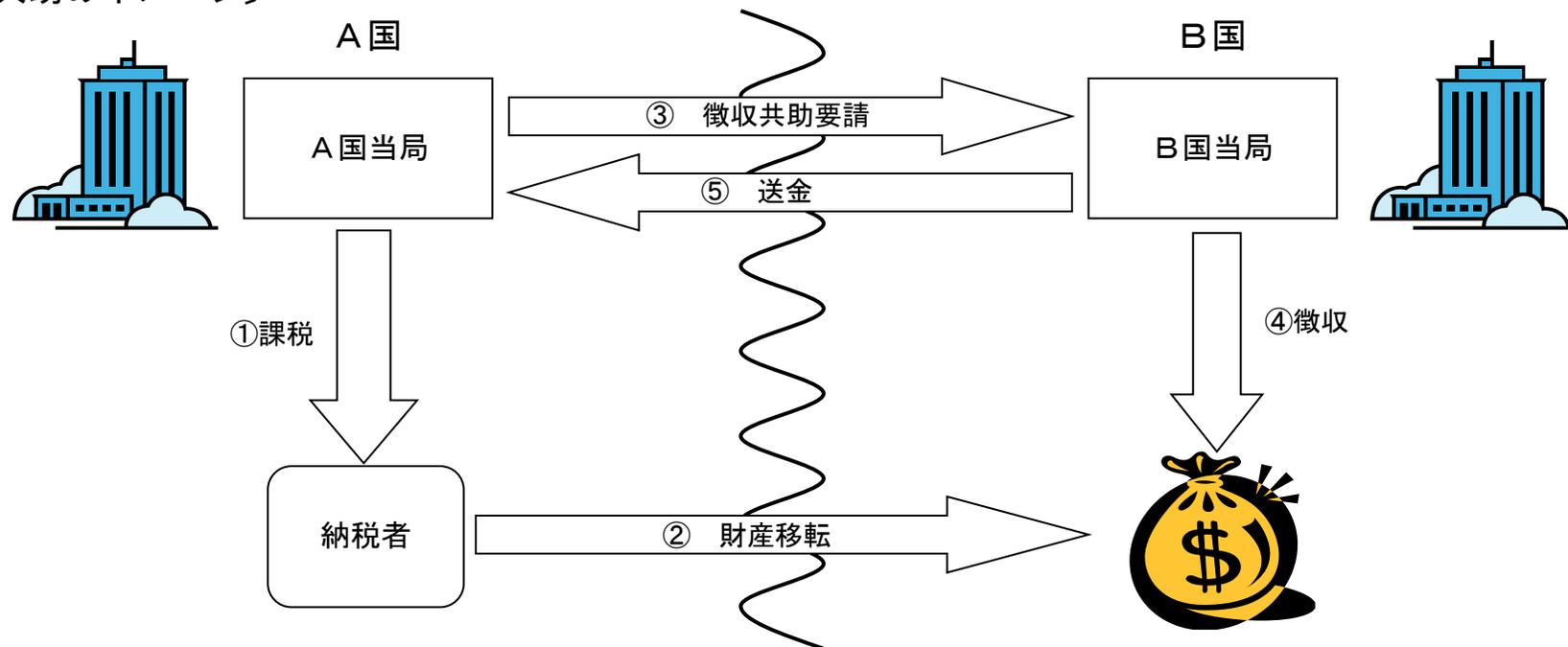


# 徴収共助制度の見直し

## 制度の概要

- 徴収共助とは、租税債権の徴収において執行管轄権という制約がある中で、各国の税務当局が互いに条約相手国の租税債権を徴収していこうとする枠組みをいう。  
(注) 条約の枠組みとしては、1988年に成立した欧州評議会・OECD税務行政執行共助条約（税務行政執行共助条約）が存在し、また、OECDモデル租税条約においても徴収共助に関する規定が盛り込まれている（2003年）。
- 平成24年度税制改正において、条約に基づき外国当局と徴収共助を行うための法令の整備が行われた（平成25年7月施行）。

## 〔徴収共助のイメージ〕



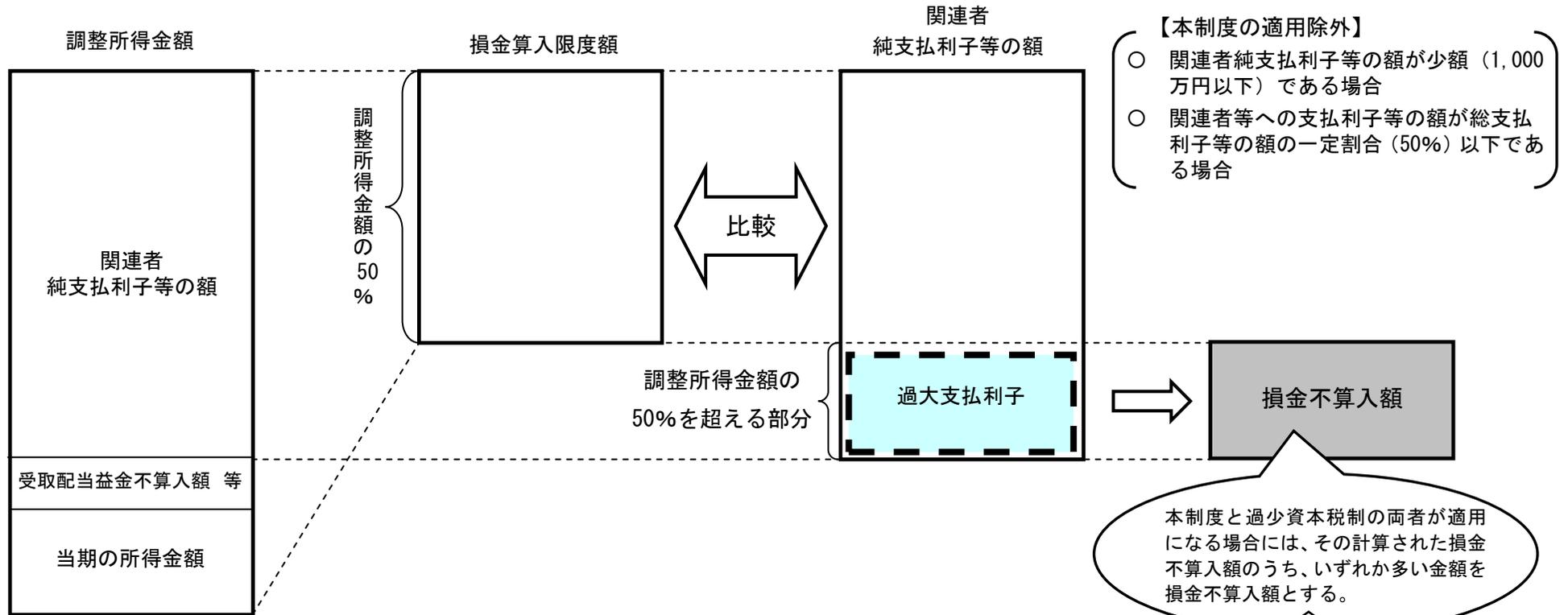
## 【改正事項】

徴収共助に関して条約相手国に対する送金事務を合理化するための根拠規定等の整備を行った。

# 過大支払利子税制等の見直し

## 制度の概要

所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、関連者純支払利子等の額(注 1)のうち調整所得金額の一定割合(50%)を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しない(注 2)。



(注 1) 関係者等(直接・間接の持分割合 50%以上又は実質支配・被支配関係にある者及びこれらの者による債務保証を受けた第三者等)への支払利子等の額(利子等の受領者側で我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等を除く。)の合計額からこれに対応する受取利子等の額を控除した残額をいう。

(注 2) 平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

## 【改正事項】

過大支払利子税制と過少資本税制との双方が適用され得る場合における重複適用排除に関する規定の見直し等を行った。

# 平成 24 年度に署名された租税条約の概要

## 二重課税の回避及び脱税の防止に関する規定を主体とする条約

改正日ニュージーランド租税条約(平成 24 年 12 月署名)

改正日米租税条約 (平成 25 年 1 月署名)

### 【概要】

- 投資所得に対する源泉地国課税を減免するとともに、相互協議手続に仲裁制度を導入している。また、徴収共助を導入するなど、両国の税務当局間の協力関係が強化されている。
- 投資所得（配当、利子及び使用料）に対する源泉地国課税の限度税率は、以下のとおり。

| 所得区分 |     | 日ニュージーランド租税条約          | 日米租税条約   |
|------|-----|------------------------|----------|
| 配当   | 一般  | 15%                    | 10%      |
|      | 親子間 | 免税                     | 免税<br>5% |
| 利子   |     | 免税(政府、銀行等)<br>10%(その他) | 免税       |
| 使用料  |     | 5%                     | 免税       |

## 租税に関する情報交換規定を主体とする協定

日リヒテンシュタイン租税情報交換協定 (平成 24 年 7 月署名)

### 【概要】

- 本協定は、租税に関する国際標準に基づく税務当局間の実効的な情報交換の実施を可能とするものであり、一連の国際会議等で重要性が確認されている国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することとなる。